

長岡市分別収集計画（第11期）

令和7年6月

1 計画策定の意義

社会環境の変化や経済の発展に伴い、生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物処理の問題や地球温暖化などの環境問題に対応するため、環境への負荷を限りなく軽減する循環型社会への転換が必要となっている。

長岡市においても、最終処分場や焼却施設の新たな確保が困難な中、生活環境を守り、子孫に負の財産を残さないためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の在り方や私たちのライフスタイルを見直し、ごみの減量と資源のリサイクルを基調とする循環型社会を形成していくことが必須である。

このためには、廃棄物の発生を極力抑える（リデュース）、商品の再使用に努める（リユース）、その上で排出された廃棄物は再生利用する（リサイクル）の3Rを実践することが不可欠である。とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する3Rの取組は極めて重要である。

また、社会を構成する全ての主体がそれぞれの役割を認識し、それぞれの立場で、実践活動をもって廃棄物対策に取り組むことも重要になっている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用をめざして、市民、事業者、長岡市のそれぞれの役割を明確にし、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的事項

本計画を策定するに当たっての基本的事項を以下に示す。

- （1）市民、事業者、長岡市の協働で、ごみの排出抑制に努めるとともに、容器包装廃棄物の資源化を徹底し、循環型のまちづくりを進める。
- （2）本計画は、主として家庭系ごみを対象とする。
- （3）降雪期に対応できる収集体制を確立する。
- （4）分別収集した容器包装廃棄物は、長岡市及び民間で設置する中間処理施設で選別、保管等の処理をする。
- （5）長岡市は、市内流通業者、廃棄物関連業者、団体などすべての関係者との連携を強化し、廃棄物の発生抑制と的確な収集、処理体制の確立を進める。

3 計画期間

本計画は、令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度～12年度）を計画期間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装、段ボールについて分別収集の対象とする。また、令和11年度からは、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	8,445t	8,365t	8,269t	8,187t	8,106t
製品プラスチック				2,047t	2,027t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の方策を実施する。実施に当たっては市民、事業者、長岡市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力。連携を図る。

(1) 市民の役割

- ・簡易な包装の品物を選ぶ。
- ・繰り返し使えるもの、耐久性に優れたものを選ぶ。
- ・マイバッグ（買い物袋）を持参し、できるだけレジ袋はもらわない。
- ・町内会や子ども会の資源回収に協力する。
- ・環境に配慮した活動をしている「ごみ減量・リサイクル協力店」等の店頭回収（牛乳パック等）に協力する。
- ・マイボトルを活用する。
- ・分け方、出し方のルールを守って排出する。

(2) 事業者の役割

- ・リサイクルしやすい商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品などの開発、製造、販売に努める。
- ・包装や梱包の簡素化に努める。
- ・環境に負荷をかける商品の製造・販売の抑制に努める。
- ・事業者としてごみの減量とリサイクルに努め、自らの責任で適正な処理、処分を行う。
- ・牛乳パック、トレイ、レジ袋の自主回収を行うなど、リサイクル事業に積極的に協力する。

(3) 長岡市の役割

- ・「ごみ情報誌」「市政だより」「ホームページ」など広報活動を充実させる。
- ・「市政出前講座」「ごみ関連施設の見学会」を積極的に開催し啓発活動を強化する。
- ・町内会や子ども会等の資源回収を支援する。
- ・ごみ減量・リサイクル協力店の紹介や拡大に努める。
- ・排出者としてごみの減量やリサイクルに率先して取り組む。
- ・中間処理施設や最終処分場の環境保全と周辺環境整備に努める。
- ・価格や品質だけでなく、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における分別収集をする容器包装廃棄物の種類は、最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、市民の協力度、長岡市及び民間が設置している中間処理施設、収集機材等を勘案し、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		びん・缶・ペットボトル
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ、または調味料を充てんするためのもの		
主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆ、または調味料を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）		その他のプラスチック製容器包装
主として段ボール製の容器		段ボール
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	215 t	213 t	211 t	209 t	207 t
主としてアルミ製の容器	501 t	497 t	492 t	487 t	482 t
無色のガラス製容器	(合計) 459 t	(合計) 455 t	(合計) 451 t	(合計) 447 t	(合計) 443 t
	(引渡) 459 t	(引渡) 455 t	(引渡) 451 t	(引渡) 447 t	(引渡) 443 t
茶色のガラス製容器	(合計) 319 t	(合計) 316 t	(合計) 313 t	(合計) 310 t	(合計) 307 t
	(引渡) 319 t	(引渡) 316 t	(引渡) 313 t	(引渡) 310 t	(引渡) 307 t
その他のガラス製容器	(合計) 210 t	(合計) 208 t	(合計) 206 t	(合計) 204 t	(合計) 202 t
	(引渡) 210 t	(引渡) 208 t	(引渡) 206 t	(引渡) 204 t	(引渡) 202 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 838 t	(合計) 831 t	(合計) 823 t	(合計) 815 t	(合計) 807 t
	(引渡) 838 t	(引渡) 831 t	(引渡) 823 t	(引渡) 815 t	(引渡) 807 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,079 t	(合計) 3,053 t	(合計) 3,024 t	(合計) 2,995 t	(合計) 2,967 t
	(引渡) 3,079 t	(引渡) 3,053 t	(引渡) 3,024 t	(引渡) 2,995 t	(引渡) 2,967 t

主として段ボール製の容器	1,466 t	1,454 t	1,440 t	1,426 t	1,412 t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）				(合計) 580 t	(合計) 574 t
				(引渡量) 580 t	(引渡量) 574 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

算定方法は下記のとおりである。

直前年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は「長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「長岡市総合計画」を基に、次のとおり設定した。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
予測人口	254,545人	252,369人	249,997人	247,622人	245,260人
人口変動率	(対令和6年度比) -0.85%	(対前年度比) -0.85%	(対前年度比) -0.94%	(対前年度比) -0.95%	(対前年度比) -0.95%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

長岡市では、びん（3品目）、缶（2品目）、ペットボトルあわせて6品目については、平成12年度から一括袋収集方式による分別収集を実施している。

段ボールについては、平成13年度から分別収集を実施している。

その他のプラスチック製容器包装については、平成16年度から分別収集を実施している。

製品プラスチックについては、令和11年度から分別収集を開始するため検討している。

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
缶	スチール	びん・缶・ペットボトル	市	市	
	アルミ				
びん	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	同上	民間	
	その他のプラスチック製容器包装				
紙	段ボール	段ボール	同上	同上	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール、アルミ）・びん（無色、茶色、その他）・ペットボトルについては、リサイクルプラザで選別、圧縮、保管等を行っている。

段ボールについては、委託業者（古紙問屋）２社の施設で選別、圧縮、保管等を行っている。

その他のプラスチック製容器包装については、民間施設で選別・圧縮・梱包等を行っている。

製品プラスチックについては、令和11年度にむけ検討している。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール	びん・缶・ペットボトル	透明・半透明袋	パッカー車	リサイクルプラザ（選別・圧縮・保管）
	アルミ				
びん	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	透明・半透明袋	パッカー車	業者委託
	その他のプラスチック製容器包装				
紙	段ボール	段ボール	紐	平ボディ車	業者委託

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

（１）啓発活動の推進

- ①広報誌、ホームページを活用し、リサイクル推進の効果や重要性の啓発に努める。
- ②「ごみと資源物の分け方と出し方」の冊子、「環境情報誌」を作成し配付をする。
- ③「施設見学会」「市政出前講座」などにより環境教育の充実を図る。

（２）リサイクルの推進

- ①資源回収奨励金交付制度を活用した資源化を推進する。
- ②ごみ減量・リサイクル協力店の拡大に取り組む。

（３）環境美化活動の推進

- ①環境美化推進員の活動などを通じて、住民と協働して環境美化を図る。
- ②不法投棄監視のため、パトロール活動を行う。
- ③市域一斉のクリーン作戦により、環境美化活動を行う。

（４）その他

- ①さわやかサービスによるごみの分別相談、指導、回収の実施の充実を図る。